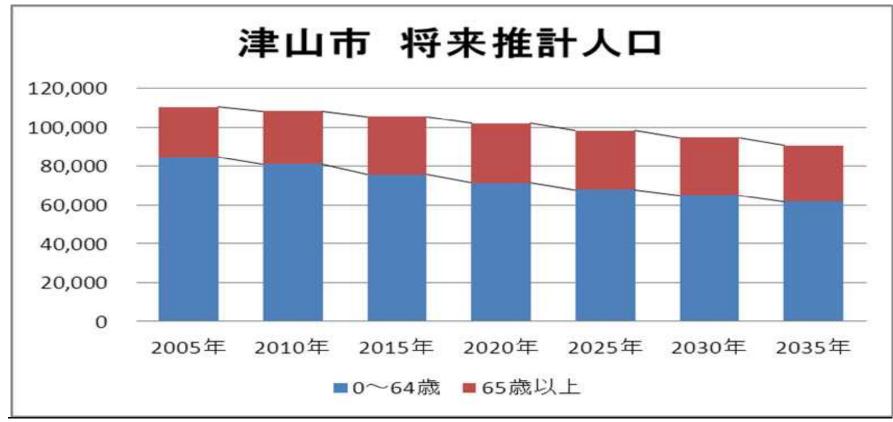
令和2年度からの総合事業の概要

~望む暮らしの自己実現に向けて 健康になる可能性のある人を、みんなで元気に ~



津山市環境福祉部高齢介護課

人口動態(津山市)

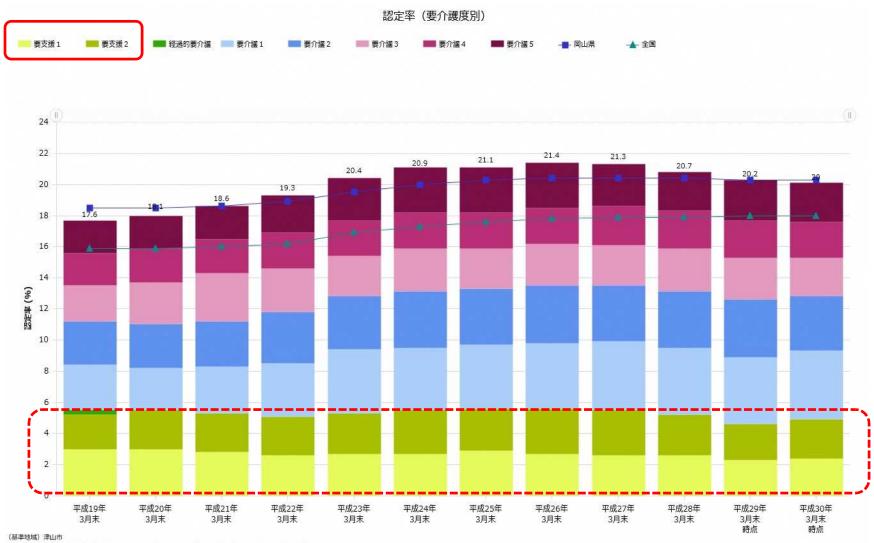


	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
0~64歳	84,666	81,136	75,770	71,594	68,027	65,087	61,811
65歳以上	25,900	27,221	29,741	30,540	30,405	29,662	28,980
合計	110,566	108,357	105,511	102,134	98,432	94,749	90,791
高齢化率	23.4%	25.1%	28.2%	29.9%	30.9%	31.3%	31.9%
総人口指数	100.0%	98.0%	95.4%	92.4%	89.0%	85.7%	82.1%

●<u>津山市における高齢者人口</u> 令和2年3月1日現在

人口	100,513人			
65歳以上人口	30,593人(男:12,804人、女:17,789人)			
(内、後期高齢者)	16,086人 (男:5,926人、女:10,160人)			
高齢化率	30.44 %			
認 定 率 (1号被保険者)	20.4 % (令和元年11月末現在)			

津山市の認定率の推移



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 (平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

津山市 "介護予防" "自立支援"のあゆみ

- ・平成21年4月~ 介護予防質の向上検討会
- 平成23年11月~平成26年7月まで

ヘルパーのための介護予防研修会(7回)

- ・平成24年1月 ケアマネジャーのための介護予防研修会
- ·平成25年~26年 通所事業所介護予防研修会(2回)
- ·平成27年~28年 **介護予防研修会**(2回)

~個別地域ケア会議からはじまる自立支援~

• 平成29年3月~平成30年9月まで(5回)

ケアマネジメント質の向上・ケアプラン研修会

·平成29年2月 吉田昌司氏 厚生労働省(前倉敷市保健福祉局)

・平成30年1月 佐藤孝臣氏 大分県 デイサービス「楽」

・平成30年3月 岩名礼介氏 三菱UFJコンサルティング

介護保険サービスの一部が変わりました

介護保険サー 全 国 律

地津

域山

で支援事業である。

介護給付サービス (要介護1~5)



介護給付サービス (要介護1~5)

訪問看護、福祉用具等

介護予防給付

訪問介護 通所介護



事業に移行

H29~

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - 訪問型サービス

介護予防訪問サービス 生活支援サポーター訪問サービス 専門職応援訪問サービス

・通所型サービス

介護予防通所サービス ふれあい交流通所サービス 元気いきいき通所サービス

- 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 〇一般介護予防 こけないからだ講座

(要支援1~2)

介護予防事業

- 〇二次予防事業
- 〇一次予防事業 こけないからだ講座



任意事業

- 〇食の自立支援事業
- 〇介護用品支給事業
- 〇介護者教室事業



任意事業

- 〇食の自立支援事業
- 〇介護用品支給事業
- 〇介護者教室事業 など

津山市総合事業のメニュー構成

①従前相当(介護予防訪問サービス) 訪問型サービス ②住民主体(生活支援サポーター訪問サービス) ③短期集中(専門職応援訪問サービス) ①従前型(介護予防通所サービス) 通所型サービス ②緩和型(ふれあい交流通所サービス) 総合事業 ③短期集中(元気いきいき通所サービス) 生活支援サービス めざせ元気こけないからだ!!講座 ·般介護予防事業 ふらっとカフェ

総合事業開始前と開始後2年間の訪問型・通所型サービスの利用状況(人)

	訪問型サービス			通所型サービス		
	H29.3	H30.3	H31.3	H29.3	H30.3	H31.3
従前型 (介護予防)	226	199	201	417	358	326
緩和型 (ふれあい交流)					10	21
短期集中 (元気いきいき)					6	5
介護予防通リハ				208	232	283

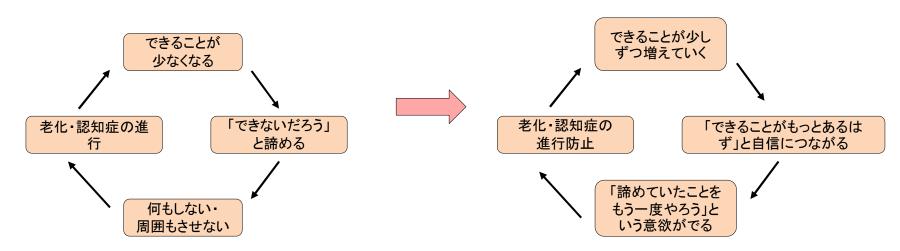
→ H31年度に向けて総合事業を検討

介護保険の基本理念

要介護状態となり、身体介護、機能訓練、看護、療育上の管理、その他の医療を要する者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。(介護保険法第1条 抜粋)

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身に変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、との有する能力の維持向上に努めるものとする。(介護保険法第4条 抜粋)

介護保険制度はサービス利用自体が目的ではなく、 自立する手段としてサービスの利用がある



一般介護予防事業と短期集中予防サービスのイメージ

<生活行為の改善を目的とした> 介護予防ケアマネジメント

○ 本人の「したい・できるようになりたい」を大切にした介護予防ケアマネジメント

訪問型サービスC

(短期集中予防サービス)

閉じこもりやうつ、認知機能低下者への訪問によるアプローチ

組み

連動

通所型サービスC

(短期集中予防サービス)

訪問によるアセスメント

通所サービス

〈最低週に1回の支援/3-6カ月程度の短期集中〉

○ 運動器向上プログラム/ADL/IADL動作練習プログラム/健康教育プログラム/セルフへルプグループ育成等

カンファレンスの実施や 地域ケア個別会議の活用 など

社会参加のための場所

地域のスポーツ教室や趣味の講座等

地域の通いの場

余暇活動、仕事等

通所型サービスA/B

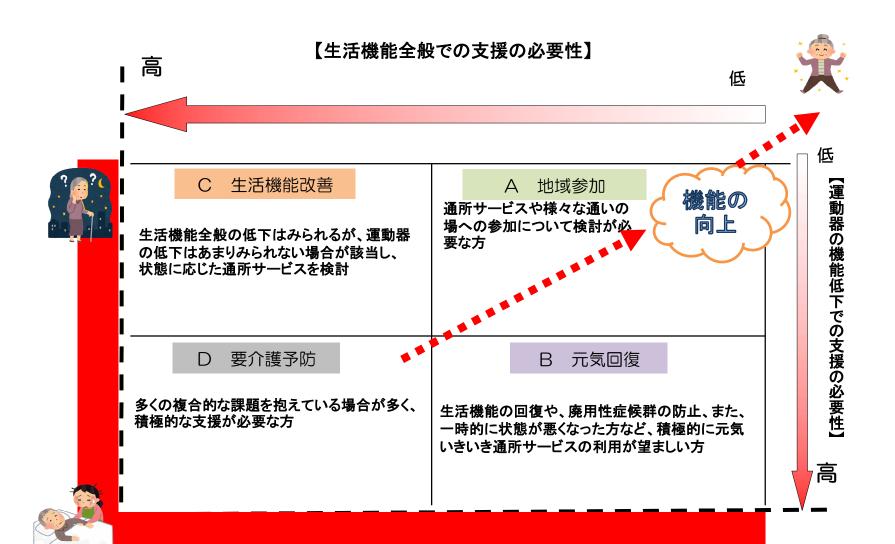
※「生活行為」とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の行為をいう。 (通所リハビリテーション注9留意事項通知[老企第36号 第2の8(12)]より)

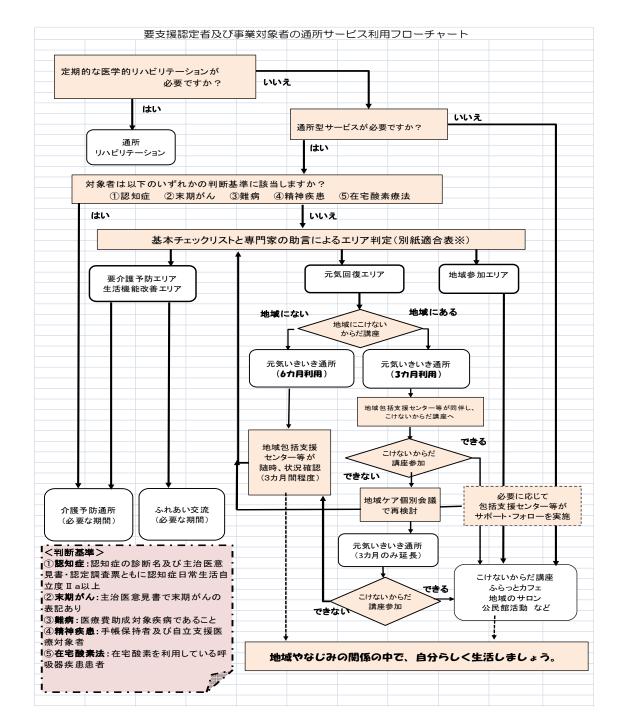
H31年4月からの総合事業(通所型サービス)の方向性

「自分らしく、自立した生活を送りたい!」を応援します

- 1. 個々の状態に応じた適切な通所型サービスの提供に向けて
 - ・自立支援サービス適合表の活用(基本チェックリストの活用と専門家の助言によるの利用によるエリア判定)
 - 通所サービス利用フローチャートの活用
- 2. 元気いきいき通所サービス(短期集中型)の運用
 - ・地域での社会参加や自己実現、利用者の目標達成に向けて応援
 - ・サービス利用後も、利用通所事業所職員・地域包括支援センター職員など、関わる支援者 がチームで社会参加を継続支援(通所サービスと訪問で一体的な支援)
- 3. ふれあい交流通所サービス(基準緩和型)
 - 利用回数 週1回 → 週1回(要支援1) 週1~2回(要支援2)
 - 利用者負担(負担割合1割の場合) 1回 263円 → 1回 300円

総合事業の対象者の分類





元気いきいき通所利用状況 (7月~12月請求分から)

利用実人員

122名

のベ利用回数

(利用延長·再開 28名)

1, 491回

通所修了後の訪問フォロー 60名

介護予防事業参加支援加算(こけない参加) 5名

社会参加支援加算(週2回以上外出)

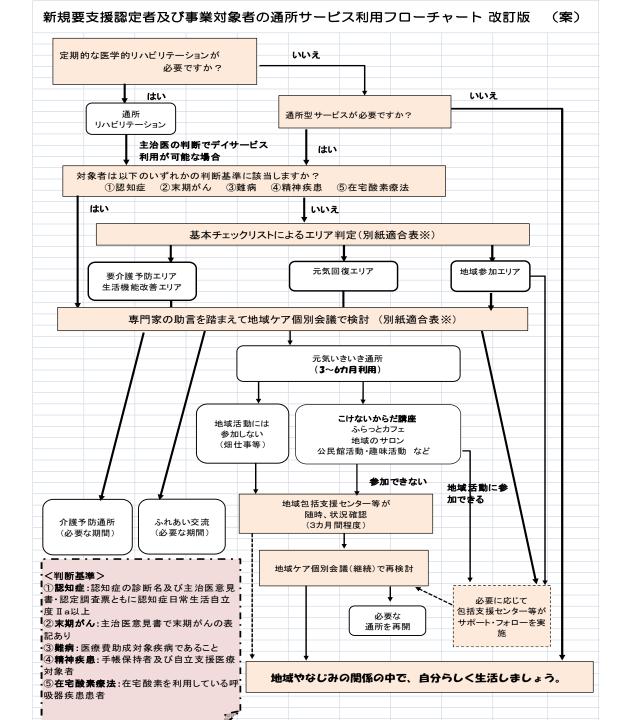
12名

モニタリング加算

43名

通所型サービスの概要(R2~)(案)

サービス種別	従前型サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名称	介護予防通所サービス	ふれあい交流通所サービス	元気いきいき通所サービス
サービス内容	入浴・排せつ・食事等の介護その 他の日常生活上の支援、及び機 能訓練(従来の介護予防通所介 護と同様)	体操やレクリエーション等による、サービスを中心として提供。 1回3時間以上。 <u>要支援2の</u> 場合、週2回まで利用可。	ADL、IADL改善に特化し、 個別プログラムによる機能訓 練を期間を定め実施。 1回3時間以内。
利用ケース	既にサービスを利用されている方で、ケアマネジメント上、同等のサービスを必要とするケース。ケアマネジメントにおいて、専門職の指導を受けながら、入浴排泄、食事等の介助が必要なケース。多様なサービスの利用が難しいケース*状態像を踏まえながら多様なサービスの利用を推進していく	ケアマネジメントにおいて、専門職による支援等の必要性が低く、入浴、排泄、食事等の介助が不要で、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービスが必要と認められるケース。	骨関節疾患等で運動機能改善が予見されるケース。 廃用性症候群となる可能性 の高いケース ADLやIADLの改善に向け た支援が必要なケース。
事業の実施 方法	事業者指定	事業者指定	委託
報酬単価	旧介護予防通所介護における 報酬と同等	市で設定 ※旧介護予防通所介護の報酬 以下に設定 1回 3,000円	市で設定 ※旧介護予防通所介護の報 酬以下に設定 1回 3,800円
限度額管理 の有無(支払)	有 (国保連で管理、支払)	有 (国保連で管理、支払)	無 (市から直接支払)



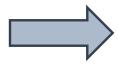
元気いきいき(短期集中)通所サービスの対象者

★廃用性症候群となる可能性が高い高齢者等を中心に、ADL, IADLの改善に向けたデイ・サービス対象:要支援認定者・事業対象者

これまで

- ●例外(5要件)を除く
- ・末期がん・認知症
- •難病 •精神疾患
- •在宅酸素療法
- ●元気回復エリア中心

※急性疾患や重篤な慢性 疾患のため利用が困難と 思われるケースについては、 必要に応じ、かかりつけ医 に確認。



これから

- ●地域ケア個別会議で エリアや5要件を踏まえて 総合的に検討
- ●基本、全員を対象と考える

※急性疾患や重篤な慢性疾患のため利用が困難と思われるケースについては、必要に応じ、かかりつけ医に確認。

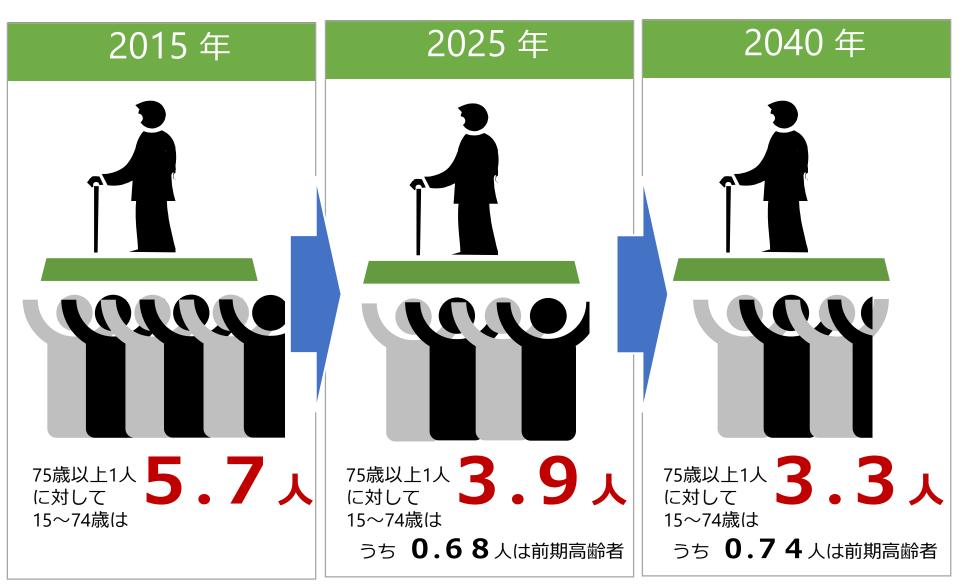
津山市元気いきいき通所サービスについて

概要	廃用症候群となる可能性の高い高齢者等を中心に、ADL, IAD Lの改善に特化した個別プログラムによる機能訓練を期間を定め実 施。
実施方法	委託契約によるもの
サービス 内容	①運動機能向上プログラム(ベーシック・チャレンジ) ②口腔体操
サービス 提供期間	(H31)利用者の居住地が、こけないからだ講座を ①実施している場合は3ヶ月(状態により最長6ヶ月) ②実施していない場合は6ヶ月(R2) 6ヶ月(3~6ヶ月)
サービス 提供時間等	【提供時間】1回 3時間以内 【利用回数】週1回
基本委託料	1回 3, 290円 → 3, 800円
加算	社会参加を促進するための加算等
利用者負担	・1割負担者:380円/回・2割負担者:760円/回・3割負担者:1,140円/回

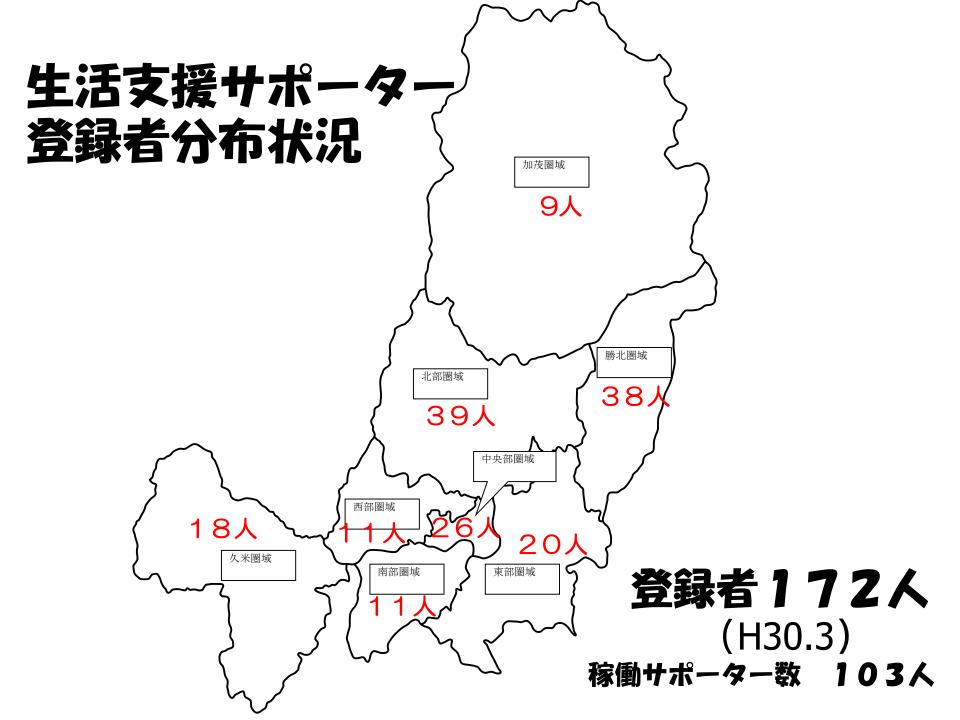
津山市総合事業のメニュー構成

①従前相当(介護予防訪問サービス) 訪問型サービス ②住民主体(生活支援サポーター訪問サービス) ③短期集中(専門職応援訪問サービス) ①従前型(介護予防通所サービス) 通所型サービス ②緩和型(ふれあい交流通所サービス) 総合事業 ③短期集中(元気いきいき通所サービス) 生活支援サービス めざせ元気こけないからだ!!講座 ·般介護予防事業 ふらっとカフェ

【全国】どんどん重くなる負担にどうやって対処するか



資料:国立社会保障・人口問題研究所;日本の将来推計人口(平成24年1月推計)



生活支援サポーター事業の仕組み

★生活支援サポーターとは

高齢者(要支援者など)が日常生活の中で、ちょっと困っていること」や「誰かと一緒にできること」など、「豊かな自立生活」をお手伝いしてくださる応援団のことをいいます。

この活動を通じて、「笑顔」で繋がる地域の支え合い活動をめざします。

生 活 支 援 サ ポ ー タ ー の 流 れ

① 地 域 包 括 支 援 センター に相 談



② 生 活 支 援 サ ポ ー タ ー コ ー ディネ ー タ ー 役 (高 齢 者 宅 を 事 前 に 訪 問 し、状 態 把 握 を す る。そ の 後 サ ポ ー タ ー の 調 整、マッチング する)

●利用料金

【曜日•時間】	30分 未満	30分以上 1時間未満
◆月曜日~金曜日 (AM8:00~PM5:00)	200円	300円

- ※利用時間については、1時間を基本とする(要相談)
- ※年末年始(12/29から1/3)、祝日は除く



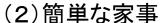


③ 生活支援サポーター活動実施・報告

生活支援サポーター事業(サポート内容)

- (1)掃除
- ●部屋の掃除
- ●お風呂の掃除
- ●トイレの掃除
- ●ゴミの分別
- ●ゴミ出しなど





●洗濯

- ●食器洗い
- ●季節衣類等の出し入れ
- ●調理の補助

(食事の準備・片付け・食材カットなど)

- ●布団干し
 - ●電球交換



★本人と一緒に行う



●買い物の代行

(依頼により買い物を代行する)

- ●買い物の同行
- (一緒に買い物に同行する)



(4)外出時の付き添い

- ●地域の集いの場
- ●近隣の病院、銀行など



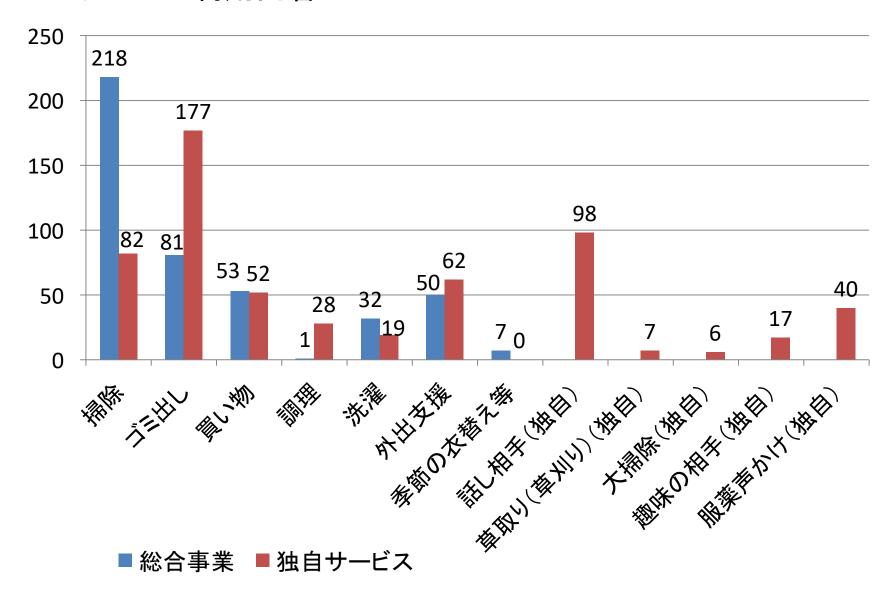
- ★サポーターが運転する車には 同乗しない
- ★公共交通機関等での移動 (費用は利用者負担)



●介護予防・自立生活を支えるために 必要とされる内容(要相談)



サービス利用内容



サービスの併用について

従前相当サービスにおいて、包括報酬が含まれていることから、訪問型サービス内、 通所型サービス内でこれらのサービスの併用は原則できません。しかし、訪問型サー ビスの中の専門職訪問サービスは併用可能です。また、訪問型サービスのいずれか と通所型サービスのいずれかを併用することは可能です。

①訪問型サービス	介護予防 訪問サービス	生活支援サポー ター訪問サービス	専門職応援 訪問サービス
介護予防訪問サービス		×	0
生活支援サポ訪問サービス	×		0
専門職応援訪問サービス	0	0	

②通所型サービス	介護予防 通所サービス	ふれあい交流 通所サービス	元気いきいき 通所サービス
介護予防通所サービス		×	×
ふれあい交流通所サービス	×		×
元気いきいき通所サービス	×	×	

※一般介護予防事業については、全てのサービスと併用可能

津山市の総合事業の構成

地域につ

なぐ

事業間連携

介護予防•日常生活支援事業

介護予防通所サービス 介護予防・生活支援サー ふれあい交流通所サ

元気いきいき通所サー (短期集中型)

(基準緩和型)

介護予防訪問サービス

専門職応援訪問サー

生活支援サポーター訪問

・ビス

担い手

こけないからだ講座

ふらっとカフェ

インフォーマルサービス

介護予防ケアマネジメント

自立した生活を送るための ケアプランの作成

自立支援型地域ケア個別会議

"個の課題から 地域の施策へ"

生活支援体制整備事業

"住民や地域の声か ら施策"

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続ける 環境づくり・居場所づくり



②心身機能低下



③要支援状態

本人の「したい・できるように なりたい」を大切にした 自立支援型の 介護予防ケアマネジメント

①健康な生活⑥







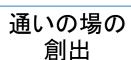
⑦元気いき いき訪問







⑧通いの場・社会参加



生活支援体制整備事業

④地域ケア個別会議

R2年度に向けて

「自分らしく自立した生活を送りたい!」を更に応援します

R1 個々の状態に応じた適切な通所型サービスの提供に向けて

・自立支援サービス適合表の活用(基本チェックリストの活用と専門家の助言によるのエリア判定)と通所サービス利用フローチャートの活用

(短期集中デイ → 一般介護予防)



R2 個々の状態に応じた適切な通所系サービスの提供に向けて

- ・総合事業通所型サービスと通所リハビリテーションの通所系サービスの連携した サービス提供、社会参加や望む生活へのチーム支援
- ・効果的な元気いきいき通所サービス(短期集中型)の運用
- ・地域ケア個別会議の活用(新規サービス利用者を中心に包括プラン・委託プラン) * <u>令和2年1月から通リハ委託プラン(新規)も対象になりました</u>

官民連携による高齢者の生活支援及び訪問型サービスの充実